

滝上町国民健康保険診療所改築基本構想 概要版

はじめに

改築基本構想策定の経緯

滝上町国民健康保険診療所（以下、「国保診療所」という。）は、昭和31年6月に国民健康保険事業の直営病院として開設し、その後、診療科目の廃止、病床数の減床などを経て、令和3年4月より、有床（一般19床）の診療所として運営しています。

一方、建物は築45年以上が経過し、老朽化が著しく、施設の運営にも支障が生じている状況にあります。

これに加え、平成28年の消防法施行令の改正により、令和7年6月末日までに有床の診療所へのスプリンクラーの設置が義務付けられたことにより、現状のままでの運営が出来なくなりました。

このような状況から、今後も町民が安心して暮らしていくため国保診療所の改築整備を図ることとし、その基本的な方向性を示すため、基本構想を策定しました。

1 診療所を取り巻く環境

本町の将来人口推計では、2025年に2,095人、2040年に1,335人と推計されています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、数では減少していく見込みですが、総人口に占める割合は年々増加していく傾向と推測されています。

国保診療所は、北海道域医療計画の中で、第二次医療圏は遠紋医療圏、第三次医療圏はオホーツク医療圏に位置しています。

令和3年度の町内の国民健康保険被保険者のうち国保診療所への入院件数の割合は全体の約15%、外来件数は約32%となっております。

また、後期高齢者被保険者は入院件数で約35%、外来件数は約54%となっております。

2 国保診療所の現状

国保診療所は現在、一般病床19床で運営しています。一般診療に加え、救急診療、予防接種や健康診断の業務も行っています。

項目	内容（令和4年3月31日現在）
施設	構造 鉄筋コンクリート造2階建 面積 2,606㎡
許可病床数	19床（一般病床19床）
診療科目	内科、外科、整形外科
主な施設基準	入院基本料1、外来後発医薬品使用体制加算1
職員数	50人 医師1, 看護師（准看護師含む）25, 看護補助者8, 薬剤師1, 診療放射線技師1, 臨床検査技師1, 事務職員等13

3 診療所改築の基本方針

（1）目指す方向性

①地域医療の確保

国保診療所は町内唯一の有床医療機関として、これまで町民が安心して暮らしていくための医療機関として重要な役割を果たしてきました。令和3年4月から診療所へ規模を縮小しましたが、これからも町民のかかりつけ医として、日常的な疾病などに対応した一次医療の確保や訪問診療、訪問看護などの在宅医療の推進にも努めていきます。

②救急医療の確保

現在、平日のみ20時までの時間外診療が再開されましたが、依然24時間救急患者受け入れは再開出来ておりません。一日も早く再開できるよう引き続き看護師確保の取り組みを行います。

③災害時における医療体制の確保

すでに建設から45年以上が経過し、耐震の新基準を満たしていない可能性があります。また、近年頻発している大雨等による自然災害時においても医療サービスが提供できる施設としての整備を行います。

④予防医療の確保

乳幼児予防接種や高齢者等への各種予防接種、特定検診、健康診断などの予防医療を行ってきましたが、これに加え今後は、これまで診療所内で行っていなかった乳幼児健診の実施などを関係機関と連携を図って検討していきます。

⑤医療・介護・福祉の連携

高齢者人口は今後減少の見込みですが、これからも医療が必要な方、介護が必要な方、また両方必要な方が多くなると推測される中で、医療・介護・福祉等の関係機関が今まで以上に連携を深め、最期まで住み慣れた滝上町で暮らすことができる取り組みを行っていきます。

⑥医療従事者の確保

依然、医療従事者の確保、特に看護師の採用は年々厳しさを増しています。外来診療体制の維持はもとより、病棟を維持していくために必要な医師、看護師等の医療スタッフを確保し、安定した医療体制を提供していきます。

(2) 施設整備の基本的な考え方

①患者中心の施設整備

ユニバーサルデザインを採用し、年齢・性別・障害の有無等に関係なく多様な患者に対応した分かりやすい施設配置を行います。

また、感染対策、医療安全やプライバシーなどにも配慮した施設を整備します。

②変化に対応できる施設整備

医療制度改革や医療ニーズなどの医療環境の変化、新型コロナウイルス感染症など時代に即した対策への対応ができる施設を整備します。

③災害に強い施設整備

災害時を想定したライフラインの確保や災害時にも医療機能を維持できる施設を整備します。

④機能的で効率的な施設整備

機能的な配置計画と効率的な業務動線を確保した施設を整備します。

⑤経済性を考慮した施設整備

施設、設備のメンテナンス及びライフサイクルコストを考慮した経済性の高い施設と省エネルギーによる環境への配慮をした施設の整備をします。

(3) 改築場所について

町有地の中で現在地と比較して通院等で患者が不便とならないことやドクターヘリの離着場としての条件を満たす場所が必要であります。

また、現在地には医師住宅のほか医療従事者用の住宅が1軒、また隣接する敷地内には1棟4戸の看護師住宅もあります。さらに現在地は、平成28年10月作成の「まちづくりビジョン」において医療・健康ゾーンとなっていることから、現在の診療所の前庭と駐車場の位置に建設することで検討します。

(4) 整備スケジュール

第1段階	第2段階	第3段階	
令和4年度	令和5年度	令和6年度	
基本構想 基本計画 基本設計	実施設計	建設工事 設計監理	令和7年6月 開院予定

(5) 建物の概要

建設面積は、2,000㎡から2,200㎡とします。(現在の建物は約2,600㎡)

概算事業費につきましては、先行事例等による標準的な単価で積算した結果、約15億円程度を見込みます。(医療機器、その他備品関係は除く。)

※なお、今後の基本設計の各段階において、詳細に算出していきます。

また、財源については、国や北海道の補助金と過疎債などの財政上出来る限り有利な起債を優先的に活用していきます。

※過疎債～過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債。充当率は100%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される。

4 運営方針

(1) 病床数

年々入院患者数は減少していくことが推測されますが、今後も有床の診療所として運営していく方針とし、病床数は現在の許可病床数を維持し一般病床19床とします。

※ただし、将来の病床数減床などを想定し、病床転換も視野に入れる。

(2) 診療体制

診療科については、現在の内科、外科、整形外科を標榜し、今後の医療ニーズや社会情勢から新たな診療科目の検討や見直しを行っていきます。

(3) 業務の効率化

業務上の無駄を省き業務改善を行うことや電子カルテ導入の検討等、職員が効率的に業務を進め、患者の待ち時間の短縮等が図られるよう努めていきます。

(4) 経営収支

今後の患者数の推移からも診療所を運営していくためには多額の町からの繰入金に頼らざるを得ない状況になることが推測されます。

しかし、町民が安心してこれからもこの町に住み続けていくためのインフラとしては必要不可欠な施設であることは言うまでもありません。

今後も持続的に診療所を維持していくため、収入増と経費の削減に努めていきます。